

クリーンセンターへのごみの持ち込みについて

(一般家庭向け案内)



刈谷知立環境組合
クリーンセンター

住 所 刈谷市半城土町東田46番地

電話番号 0566-21-5389

H P <http://www.kariya-chiryu.jp/index.html>

■ 持ち込める日時（予約は不要です）

平日及び土曜日（祝日を含む） ※年未年始を除きます。

午前8時30分から12時00分まで、午後1時00分から4時00分まで

■ 持ち込めるもの

刈谷市又は知立市の家庭から出される燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみなど

【問い合わせが多い品目】 以下のものは、受入できます。

机、イス、ソファ、布団、マットレス、紙類、衣料品（汚れあり）、
剪定枝（長さ2m未満、直径1.5cm未満、枝葉のふくらみ1m未満）、
プリンター、電子レンジ、扇風機、自転車、空き缶、新聞・雑誌、
※家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）

※事前に、郵便局で「リサイクル券」と「収集運搬手数料」の支払いが必要です。



■ 持ち込めないもの

刈谷市又は知立市以外のごみ、処理困難物、産業廃棄物など

【問い合わせが多い品目】 以下のものは、受入できません。

発泡スチロール（汚れていない）、ガソリン、未使用の花火、
バッテリー、エンジン式草刈機、自動車・オートバイ（部品含む）、
タイヤ、サーフボード（FRP製）、ピアノ、陶器類、ガラス製品、
パソコン、トナーカートリッジ、消火器、ガスボンベ、耐火金庫など



■ 持ち込みの流れ

入場

▶ 計量棟（入口）

▶ ごみを降ろす

▶ 計量棟（出口）

▶ 退場

ごみの発生場所の確認のため、計量棟で運転免許証等の提示を依頼することがあります。

■ 入場できる車両

搬入車両の大きさは2トン車まで（ロングタイプ不可）

※徒歩、自転車での来場の場合は事前にご連絡ください。

2トン車まで



■ 手数料

一般家庭から出たごみを本人（又は家族）が搬入した場合は無料です。

※家電4品目を除く。

クリーンセンターからのお願い

近年、クリーンセンターへの搬入車両が増加傾向にあります。



年末年始等の繁忙期だけでなく、土曜日の台数も増加し、周辺道路の交通に支障が生じています。



粗大ごみや引越し等で一時的に発生するごみ以外は、お住まいの市の路線収集を計画的にご利用ください。



■ クリーンセンターへの持ち込みにあたって

(1) 搬入前に、ごみの事前の分別をお願いします。

「電池の取り出し」「傘の分別」「ペットボトルのラベルとキャップの分別」など分別が徹底されていない場合、ごみの受入をお断りすることがあります。

(2) 粗大ごみ、可燃ごみの順番で荷降ろしをしていただきます。

粗大ごみ→可燃ごみと降ろしやすい状態にして車両に積み込んでください。

(3) ごみの排出者本人（又は家族）が搬入してください。

車を運転できない場合でも、ごみ排出者の確認のため同乗をお願いします。

本人（又は家族）が搬入ができない場合は、「戸別有料収集」をご利用するか、刈谷市又は知立市の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

※ 遺品整理等の無許可業者は、本人（又は家族）が同乗した場合でも搬入できません。

(4) ごみの発生場所（刈谷市又は知立市）が確認できるものを持参してください。

運転免許証や官公庁発行の各種証明書、公共料金の通知書等をお持ちください。

(5) ごみの荷降ろしは、ご自身でお願いします。

大型の粗大ごみなどを搬入する場合は、補助者の同伴をお願いします。

(6) 安全のため係員の指示に従ってください。

場内設備や備品を破損した場合、その実費の負担をお願いすることがあります。

※無許可業者が廃棄物の収集・運搬を行うと「廃棄物の処理および清掃に関する法律第25条」により刑罰が科せられます。（5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科）

【連絡先】

クリーンセンターへの直接搬入について

刈谷知立環境組合（電話 0566-21-5389）

集積所へのごみの出し方、軽トラック貸出、収集運搬許可業者について

刈谷市ごみ減量推進課（電話 0566-21-1705）

知立市環境課（電話 0566-95-0126）

環境組合HP

